

回 覧

令和5年10月吉日

区民の皆様へ

新屋行政区 区 長 山 本 一 夫
新屋区住みよい街づくり推進協議会
会 長 久 野 正 博

令和5年度 第2回環境美化の日について

仲秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日ごろは、地域の環境美化にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件につきまして、下記のとおりご案内いたします。ご自宅周辺の環境美化活動にご協力のほどよろしくお願いいたします。活動終了後、速やかに集積場所まで持参してください。

記

1. 日 時 令和5年10月22日（日） 午前7時30分～8時30分まで
※ 雨天決行
2. 場 所 自宅周辺
3. 集積場所

(1) 三好町井ノ花	第10駐車場
(2) 三好町仲ヶ山	伊藤一雄様宅隣地
(3) 東山台	東山公園（カブトムシ公園）
(4) 東山台	ミレニアム東山台
(5) 新前田	三好中部1号公園（北西角入口側）
4. そ の 他 環境美化用に配布されたごみ袋は、家庭ごみの収集には使用できません。

令和5年10月号

回覧

新屋児童館だより

発行 新屋児童館
TEL・FAX 34-0751
開館時間 10:00～17:00
(12:00～13:00は閉館)
休館日 火曜日、日曜日、祝日



日	月	火	水	木	金	土
1 休館日	2 工作 	3 休館日	4 工作	5 にこにこ広場 工作	6 工作	7 午前× 14時から あそべます
8 休館日	9 工作	10 休館日	11 工作	12 工作	13 工作	14 午前× 14時から あそべます
15 休館日	16 工作	17 休館日	18 工作	19 工作	20 工作	21 休館日
22 休館日	23 工作	24 休館日	25 工作	26 工作	27 工作	28 工作
29 休館日	30 工作	31 休館日				

※行事、会議等により開館時間を変更する場合があります。

※機関紙“きぼう”にお子さんの写真を載せる場合があります。都合の悪い方は児童館までご連絡ください。

※10/5(木)は14時から会議の為、戻り次第遊べます。
※10/7(土)、10/14(土)は午前遊べません。
午後は14時からあそべます。
※10/18(水)は13時から14時は遊べません。
※10/21(土)は新屋区文化展準備の為、閉館します。

★児童館に遊びに来るときは汗拭きタオル、水筒を必ず持参してください。
熱中症予防の為、多めに用意して下さい。
児童館に飲み物の用意はありません。

★児童館ではお菓子は食べられません。
敷地内も禁止です。

★豪雨や突然の雷雨など荒天時で子どもだけの移動が危険と思われる時は保護者の送迎をお願いする場合があります。

暴風警報発令中は児童館は「閉館」になります。



行事	日時	受付時間	場所	詳細
にこにこ広場 (未就園児親子対象)	10/5(木) 10:30～11:00	10:15～10:30	新屋児童館 ホール	子育て支援センターの先生が来て、親子遊び、読み聞かせをしてくれます。申込みはいりません
文化展作品 作り	10/2(月)～ 10/20(金)	下校後～16時20分	新屋児童館 図書室	あらや秋フェスタ＜文化展＞に出展する作品を作ります。文化展終了後、返却します。
ハロウィン工作	10/2(月)～ 10/20(金)	下校後～16時20分	新屋児童館 図書室	ハロウィンの箱を作成します。 先着40名 プレゼントがあります！ 材料がなくなり次第終了

みよし市の皆様へ 新屋老人憩いの家からのお知らせ！

新屋老人憩いの家では、JOYSOUND の最新通信カラオケを導入いたしました。

60歳以上の方で、個人で、ご夫婦で、お友達同士でカラオケを楽しみたい方が見えたら、空き状況を確認後、新屋老人憩いの家へお越しください。



水曜日、木曜日、金曜日は空きが多いと思います。

- 新屋老人憩いの家 休館日・・・月、火曜日、祝祭日
住所： 愛知県みよし市三好町池ノ原 1-21

- ・開館時間： 午前9時～午後5時まで
- ・休憩時間： 正午～午後1時まで
- ・☎ 0561-34-1577 管理人：越智

【注意】

※ 行事等で「老人憩いの家」を使用している場合があります。事前の確認をお願いします。



- カラオケ使用料 200円／1人

ごみの焼却（野焼き）は禁止されています！

（一部の例外を除き、ごみは自ら焼却して処分することができません）



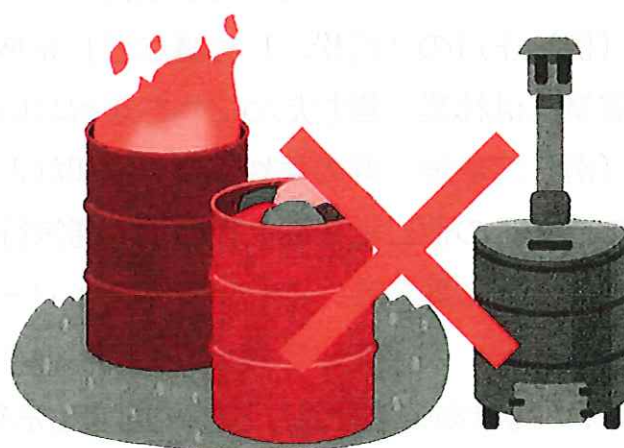
家庭ごみの焼却



家庭や自家消費農作物用の田畑から発生した枝・雑草の焼却



事業で発生したごみの焼却



ドラム缶、簡易焼却炉を使用した焼却
※その他、穴を掘る、ブロックを積むなどの焼却も含む

ごみは焼却せずに、市のごみ出しのルールに従って廃棄してください。

違反した場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（16条の2）の規定により、5年以下の懲役若しくは1,000万円（法人にあっては3億円）以下の罰金に処せられることがあります。

例外となる焼却行為(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条)

次の焼却行為については、禁止の例外とされていますが、煙や臭いなどにより周辺住民の生活環境などに影響をおよぼすおそれがある場合は、例外となる焼却行為でも指導の対象となります。

- 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
(例) 河川敷、道路側の草焼きなど
- 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
(例) 災害時の応急対策、火災予防訓練など
- 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(例) 正月の「門松、しめ縄など」を焚く行事など
- 農業又は林業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
(例) 焼き畑、畔の草や下枝の焼却など
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
(例) 落ち葉焚き、キャンプファイヤーなど
- 基準(※)を満たした焼却炉を使用した焼却
(※) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の7、環境大臣の定める焼却の方法(炉内と外気が接することなく800度以上の状態で焼却できること等、詳細は生活環境課までお問い合わせください)
(※) 一定以上の焼却炉を使用する場合は、県への届出が必要となる場合があります。(届出先：西三河県民事務所豊田加茂環境保全課(0565-32-7494))

ごみの焼却によって発生する煙や臭いで困っている人がいます。
また、ごみの焼却は、火災の原因につながることもあります。
やむを得ず焼却する場合も、火の管理を行い、風向きや時間帯などに配慮して、周りの生活に影響を与えないようにお願いします。

回 覧

みなよし地区拠点施設の建設に伴うお知らせ

この度、みなよし地区拠点施設の建設に伴い、明越会館は10月31日（火）をもって閉館します。

11月1日（水）以降、地区コミュニティ広場（三好・南部・西部・天王）の利用申し込みの受付等と（一社）三好さんさんスポーツクラブの窓口は、緑と花のセンター（さんさんの郷）で実施します。

また、工事期間中の南部地区コミュニティ広場の利用については、さんさんの郷第3駐車場をご利用ください。

★さんさんの郷の駐車場と共同利用となります。

★路上駐車はしないようにお願いします。

なお、南部地区コミュニティ広場 多目的広場Cは工事期間中使用できません。

利用者のみなさまにはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

《緑と花のセンター（さんさんの郷）での受付開始》

令和5年11月1日～

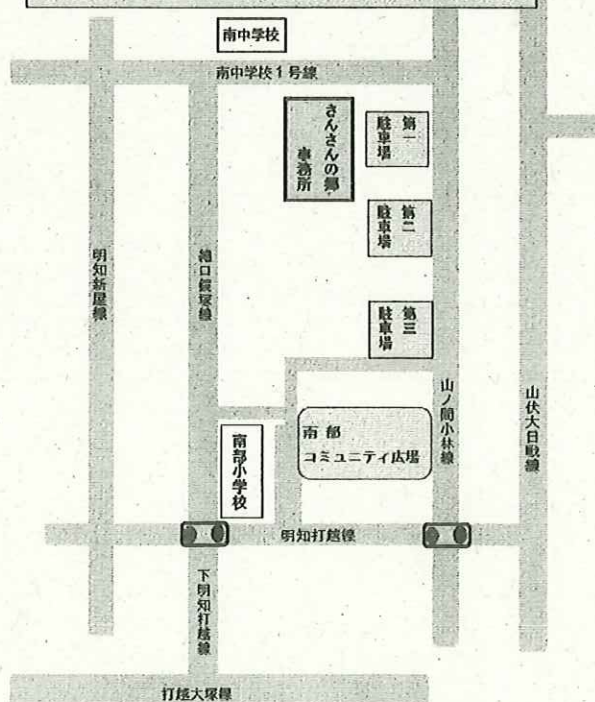
※コミュニティ広場受付

住所	みよし市打越町三百目 153 番地
受付時間	火曜日から土曜日 午前9時から午後9時まで 日曜日 午前9時から午後5時まで 【緑と花のセンター：利用時間】 火曜日から日曜日 午前9時から午後5時まで ＜時間が違いますので、ご注意ください＞
休館	月曜日（祝日の場合も休館） 年末年始 12月28日から1月4日
電話	0561-34-3370 （明越会館電話番号と変更ありません。）

※三好さんさんスポーツクラブ受付

受付時間	火・木曜日 午前9時から午後3時まで 水・金・土曜日 午前9時から正午まで
休館	日・月曜日・祝日休み

緑と花のセンター（さんさんの郷） 受付事務所案内図



【地区コミュニティ広場について】

みよし市総務部協働推進課

電話：0561-32-8025

【三好さんさんスポーツクラブについて】

（一社）三好さんさんスポーツクラブ

電話：0561-34-3621

みよし市教育部スポーツ課

電話：0561-32-8027